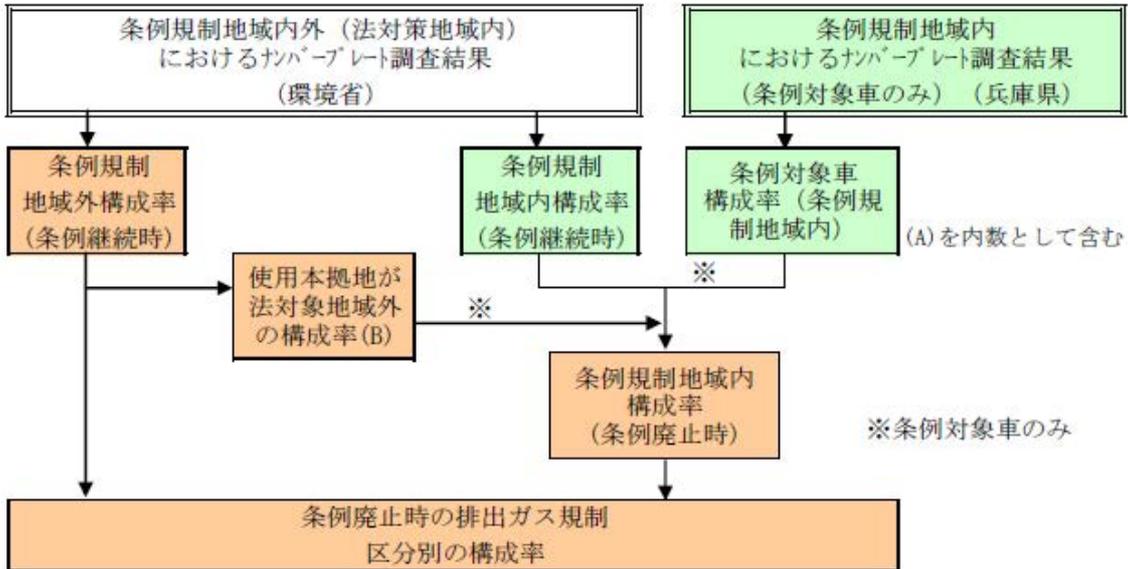


## 非適合車の構成率の検証

### 1 条例廃止時の構成率の設定方法

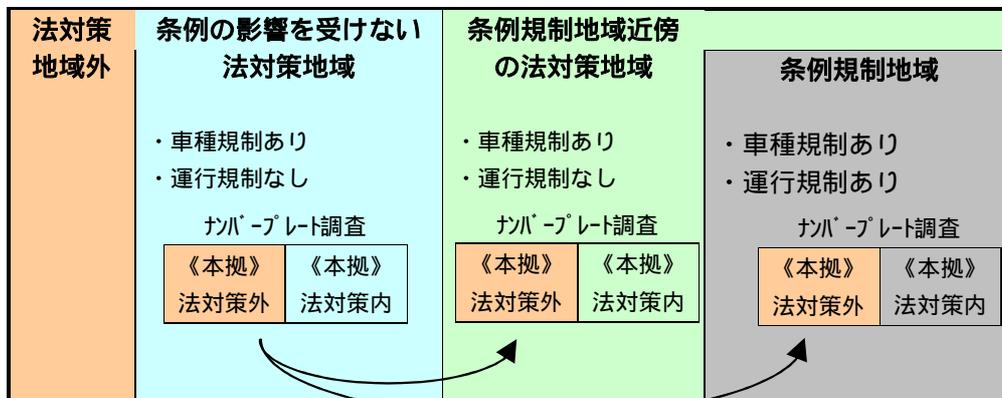
条例規制の廃止によって、(A)条例規制地域内の条例対象車両の構成率(法対策地域外に使用の本拠地を持つ車両のみ)が、(B)条例規制地域外の条例対象車両の構成率(法対策地域外に使用の本拠地を持つ車両のみ)になる( (A)を(B)に置き換える )と設定する。



条例廃止時の構成率設定の流れ

### 2 運行規制の影響を強く受けている地域の影響

将来の条例規制地域外の構成率を算出する際に、法・条例の規制のかかっていない条例対象車が流入すると想定し、算出している。その際、環境省ナンバープレート調査の結果を基に検証したところ、条例規制地域以外の法対策地域において、条例規制地域近傍エリア(神戸市中央区以西及び北区、西宮市北部、川西市、宝塚市)は、他の地域よりも非適合車率が低く、条例による規制の影響を強く受けていることから、このエリアを除く条例規制地域外の構成率(本拠地が法対策地域外)を条例規制地域及び条例規制地域近傍にあてはめることとする。



置き換える

条例廃止時における構成率の変化